

政務活動費運用指針の体系的整理について(案)

(主な整理点)

- 現行の「3 政務活動費を充てることができる経費の範囲」に関する規定の「(5) 経費の範囲の考え方」については、「(3) 使途項目別経費の取扱い」に名称を変更し、この項目については経費の取扱いを中心に記述した。
従来記載していた政務活動費の執行上の留意事項のうち特に重要なものについては、新設した「6 その他補足事項」に記載した。
- 現行の「4 領収書及び会計書類等の留意事項」及び「5 収支報告」については再編整理し、「4 収支報告書等の提出」及び「5 収支報告書等の保管・検査・公開」とし、検査及び公開の位置付けを明確にするため項目だしをした。
領収書及び会計書類等については、議長に提出すべき書類と会派及び議員が保管すべき書類に区別し、新たに再編した項目「4 収支報告書等の提出」又は「5 収支報告書等の保管・検査・公開」においてそれぞれ記載することとした。
また、領収書及び会計書類等に関わる留意事項のうち特に重要なものについては、「6 その他の補足事項」に記載した。
- 「6 その他補足事項」の項目を新設し、現行の運用指針での留意事項のうち特に重要な事項をとりまとめることとした。

その他、簡潔でわかりやすい指針とするため、文章の重複部分の整理、名称の変更、語句等の修正を行った。

(参考)構成の整理(目次ベース)

現行	整理案
1 政務活動費の概要	1 政務活動費の概要
2 政務活動及びその経費の範囲の基本方針	2 政務活動及びその経費の範囲の基本方針
3 政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する規定	3 政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する規定等
(1)～(4) →	(1)、(2)に再編整理
(5)経費の範囲の考え方 →	(3)使途項目別経費の取扱い
4 領収書及び会計書類の留意事項 →	4 収支報告書等の提出
5 収支報告	5 収支報告書等の保管・検査・公開
	6 その他補足事項
以下省略	以下省略